

府中市立図書館資料選定基準

目次

第1条 目的

第2条 基本図書

第3条 共通選定基準

第4条 種類別選定基準

1 一般図書

(1)一般図書 分類0～9類

(2)文庫

(3)参考図書

(4)外国語図書

2 児童図書

絵本・昔話・児童文学・分野・外国語・紙芝居ほか

3 ヤングアダルト資料

4 新聞

5 雑誌

6 地域資料

7 特別コレクション

国府・国分寺、けやき並木、甲州街道、馬、多摩川、
府中市在住著者資料、大賀一郎博士・ハス

8 姉妹都市コーナー資料

9 行政資料

10 視聴覚資料

11 ハンディキャップ資料

12 ウィーンコーナー資料

13 漫画

14 電子書籍

15 その他

第5条 収集制限及び収集除外資料

(目的)

第1条 この基準は、府中市立図書館資料の収集に関する要綱（平成17年6月22日制定）に基づき、図書館資料（以下資料とする）を選定するにあたり、具体的な基準を示し、資料選択の適正化を図ることを目的とする。

(基本図書)

第2条 基本図書とは、図書館サービスに必要不可欠な蔵書群であり、分野・種類別にかかわらず、次の3点を府中市の基本図書とする。

- (1) 調査、参考業務に使用する引いて調べる図書で、辞書、辞典、年鑑、人名録、統計、地図、法規集、目録、索引などで、参考図書をいう。
- (2) 人文・自然・社会科学などを過去の実績や社会情勢などを鑑み、選定会議において、利用者の対象別に必要とされると判断する図書をいう。具体的には、各分野の概論、入門書、研究史、調査資料、各分野の主要な方法論を明らかにしたもの、古典、原典などである。それらは一般に、単行本のほか、叢書、全集、講座類の形式で出版されることが多い。
- (3) 地域を知り、地域を研究する手がかりとなる地域資料をいう。具体的には、地誌（史）、説話、民謡、方言、研究、記録、統計、出版物、写真集などである。

(共通選定基準)

第3条 資料の選定に際しては、次の事項に考慮する。

- (1) 著者（编者、翻訳者、画家など）の経歴、専門分野、著作の傾向などに関すること。
- (2) 書名やタイトルが内容を正確に表現し、用いられた資料が最新のものであり出典が明記されていること。
- (3) 出版社の業績、出版傾向、出版方針及び専門分野に関すること。
- (4) 原則として出版年の新しいものを優先に選定すること。
- (5) 印刷・製本、耐久性に注意して選定すること。
- (6) 必要性和資料の価格のバランスを適正に判断すること。
- (7) 全集・叢書などは、編集方針、編集方法が明確なものを選定すること。

- (8) 目次、索引、参考文献、収録作品、月報、解説などが、整えられていること。
- (9) 要約書、翻訳書、抄訳書、翻案書、改作書などは、原書を著しく改変していないこと。
- (10) 書評などに取り上げられたもの、受賞作品など、一定の評価を受けたものであっても、選定基準に照らして選定すること。
- (11) 複本の収集は、保存の必要性及び利用状況を考慮すること。
- (12) 媒体ごとの特長やニーズをとらえ、必要と判断する資料は複数の媒体であっても選定すること。

(種類別選定基準)

第4条 市民の教養、学習、調査研究、レクリエーション、ビジネス、生活、趣味などに資するもの及びその基本図書並びに必要なに応じて専門的な図書を選定する。日本十進分類法（以下NDCとする）を基本とした分類方法を採用するものとする。なお、NDC分類表における部門別の選定基準は、次のとおりとする。

1 一般図書

(1) 一般図書

ア 0類（総記）

- (7) 図書館学資料は、中央図書館では網羅的に選定し、地区図書館では基本的な資料を選定する。
- (8) 百科事典・年鑑・新聞などは、レファレンスに利用されることを考慮し、幅広く資料を選定する。
- (9) 情報科学資料は、最新の情報を積極的に選定する。

イ 1類（哲学）

- (7) 哲学、東洋思想、西洋思想の古典を中心に選定する。
- (8) 宗教書は、偏りのないよう公平な立場で選定する。
- (9) 神典・経典・教典などは、原典に加え、研究書・解説書も選定する。
- (10) 心霊研究・相法・易占は、内容・構成などに十分に注意して選定する。
- (11) 学界・マスコミなどで話題になっているテーマや著者・著作

については、十分に検討して選定する。

ウ 2類（歴史）

- (ア) 世界史は、通史、各時代史、各国史を合わせ、歴史の移り変わりがわかるように配慮して選定する。
- (イ) 日本史は、通史、各時代史、各国史を合わせ、歴史の移り変わりがわかるように配慮して選定する。また地方史は、主として関東地方及びその隣接地域を対象として選定する。
- (ウ) 人名辞典・人名録などで、レファレンスに役立つものは積極的に選定する。
- (エ) 伝記は、史料的价值が高いので、積極的に選定する。
- (オ) 府中市史（誌）関係の資料は、積極的に選定する。
- (カ) 地理・地誌については、入門的なものから専門的なものまで、学術的な視点で書かれたものから娯楽的視点で書かれたものまで、幅広く選定する。また、最新の情報を積極的に選定する。
- (キ) 旅行ガイドブックは、記述内容に最新、正確性が要求されるので、蔵書の更新を心がける。

エ 3類（社会科学）

- (ア) 評論は、社会的話題性、時事性のある資料を特定の主義主張に偏ることのないよう、幅広く選定する。
- (イ) 日常生活に必要な実用書、実務書は、豊富に選定する。
- (ウ) 判例集・法令集・条例集などについては、計画的、継続的に選定する。
- (エ) 経済学・経済史は、研究の動向に留意し、世界各国の最新事情を知るための資料を幅広く選定する。
- (オ) 統計書類は、継続的に選定する。
- (カ) 学校要覧・学校案内は、毎年選定する。
- (キ) 教育書は、多様な観点に立つ資料を幅広く選定する。

オ 4類（自然科学）

- (ア) おおよその目安として入門書から大学一般教養課程程度の内容のものを選定する。必要に応じて専門的資料も選定する。
- (イ) 自然科学の各分野の専門書については、非常に細分化・専門化

されているので慎重に選定する。また、実用的なものの中には、様々な観点から書かれたものがあるので、その資料がよく研究されているかどうか注意して選定する。

(ウ) 最新情報を必要とするものについては、蔵書の更新を心がける。

カ 5類（技術）

(ア) 科学技術の最近の動向について、わかりやすく書かれた資料は積極的に選定する。

(イ) 技術者や工学系学生が利用する専門的な工学書は、必要に応じて選定する。

(ロ) 環境問題についての資料は、利用が多く時事性・話題性が高い分野なので、多様な観点に立つ資料を幅広く選定する。

(ハ) 最新情報を必要とするものについては、蔵書の更新を心がける。

(ニ) 家政学・生活科学は、魅力ある内容を常に保つように心がける。ファッションや料理などについては、流行や季節感に留意する。

(ホ) 育児書は、幼児教育との関連を留意し、子育てに必要な実用書を豊富に選定する。

キ 6類（産業）

(ア) おおよそその目安として入門書から大学一般教養課程程度の内容のものを選定する。必要に応じて専門的資料も選定する。

(イ) 園芸・飼育などの趣味に役立つ実用書は積極的に選定する。

(ロ) 就業・仕事支援に活用できる資料は積極的に選定する。

(ハ) 運輸・交通の資料は、鉄道のみには偏らないように幅広く選定する。

ク 7類（芸術）

(ア) 美術書・写真集などは、基本的なものを中心に幅広く選定する。

(イ) 音楽関係の資料は、幅広く選定する。ただし楽譜については内容に留意して選定し、1枚ものの楽譜は選定しない。

(ロ) スポーツ・諸芸・娯楽関係の資料は、最新の動向や流行に留意し、新しい分野についての情報も提供できるように努める。

(ハ) 市民の教養・趣味・娯楽に役立つ資料を、鑑賞・研究と制作・実技の両面にわたり幅広く選定する。

ケ 8類（言語）

- (7) 要求の多い言語だけではなく、要求の少ない言語に関する資料も選定する。
- (8) 各国語の辞典は幅広く選定する。
- (9) 実用に役立つ資料を幅広く選定する。

コ 9類（文学）

- (7) 時事性、話題性のある図書と、基本的な図書の双方を兼ね備えるように考慮して選定する。
- (8) 文学全集は、日本の古典、日本近現代、世界の文学全集など幅広く選定する。

(2) 文庫

- ア 選定基準は、種類別個別選定基準各類の選定基準に準ずる。
- イ 既に単行本で所蔵しているもので、増補・改定・追録などがないものを選定する場合は、単行本の利用度及び保存状態など、収集の必要性を十分に考慮する。

(3) 参考図書

参考図書とは、通読するためのものではなく、ある特定の事項の情報を参照するために、内容の配列及び取り扱いが工夫されている図書である。参考図書には、ある特定の目的をもって、事柄、ことばの意味、データなどを調べるためのもの（辞典、事典、年鑑、統計書、地図、ハンドブックなど）と、求める資料の所在を提供するもの（書誌、索引など）がある。市民の調査・研究を援助する資料として、これらを幅広く系統的に選定する。

なお、資料の選択は、次の各事項により判断する。

- ア 著者、編者の経験、業績
- イ 出版社の業績
- ウ 新版・改訂の有無、改定の場合には改定の程度
- エ 編集方針とその充足度
- オ 収集の範囲
- カ 最新の情報
- キ 参考文献の有無とその信頼度

- ク わかりやすい内容説明
- ケ 適切な構成、配列
- コ 凡例の有無とそのわかりやすさ
- サ 索引の完備
- シ 製本、用紙、活字及びレイアウトなど
- ス 図表、写真の充実
- セ 類書と比較しての際立った特徴の有無

(4) 外国語図書

- ア 選定基準は種類別個別選定基準各類の選定基準に準ずる。
- イ 外国人に対する図書館サービスを充実し、外国語を学習する人へ必要な情報を提供するために、各分野の資料を幅広く選定する。
- ウ 英語及び府中市と友好都市の母国語、市内外国人登録者数の多い言語に重点をおいて選定する。

2 児童図書

子どもは、自分の読む本を自由に選択する力をもたず、図書館の蔵書により依存した読書生活を営む。よって、蔵書の質を高く保つために、一定の評価が定まっている基本図書は漏れなく選定し、子どもの健全な成長及び良好な読書習慣の形成に資するものを絵本、紙芝居を含めて、各分野にわたり十分な複本を揃えて選定する。併せて、小・中学校の「調べ学習」に対応できるような各分野の資料を選定する。

なお、各資料は次の観点により選定する。

(1) 絵本

- ア 絵がストーリーを語っていること。
- イ 絵と文がきちんと一体化していること。
- ウ 絵としての芸術性があること。
- エ 着想や表現は独創的であること。
- オ 子どもが理解できる表現・内容で、簡潔に描かれていること。
- カ 文体が一貫していること。
- キ 子どものために出版されたものであること。

(2) 昔話

- ア 耳で聞いて楽しめること。

- イ 偏った観点からの再話や翻訳になっていないこと。
- ウ 昔話のスタイルを崩していないこと。
- エ 挿絵は子どもの想像を助けていること。

(3) 児童文学

- ア 物語の世界に入って楽しめること。
- イ プロット（話の骨組み）は必然性があること。
- ウ 幼年童話は時間の流れに沿って描かれていること。
- エ 人物描写はいきいきとしていて一貫性があること。
- オ 選び抜かれた美しい日本語で、適切な文章表現になっていること。
- カ 挿絵は子どもの想像を助けていること。

(4) 伝記

- ア 被伝者の行動・業績が歴史的、社会的背景の中でとらえられていること。
- イ 被伝者の人柄が欠点も含めて全体的な人物像として描かれていること。
- ウ 教訓を無理に詰め込んでいないこと。
- エ 綿密な調査、研究に基づいて記述されていること。
- オ 年譜・地図・写真などがあること。

(5) 歴史の本

- ア 科学的で正確な史実に基づき、出典や根拠は確かであること。
- イ 歴史の大きな流れを把握していること。
- ウ 歴史への関心を引き出せること。
- エ 目次・索引・年表・図版・図表・写真は適切であること。
- オ 資料・参考文献の紹介があること。

(6) 地理

- ア 最新の情報と正確な知識が盛り込まれていること。
- イ 社会のしくみと人との関わりが説明されていること。
- ウ 目次・索引・年表・図版・図表・写真は適切であること。
- エ 資料・参考文献の紹介があること。

(7) 理科の本

- ア 最新の情報と正確な知識が盛り込まれていること。

- イ 知識だけではなく、自然への愛情を大切にしていること。
- ウ 論の立て方がわかりやすく、無理なこじつけがないこと。
- エ 結果だけではなく、過程や考え方を大切にしていること。
- オ 用語がわかりやすく説明されていること。
- カ 目次・索引・年表・図版・図表・写真は適切であること。
- キ 資料・参考文献の紹介があること。

(8) スポーツ・趣味・遊びの本

- ア 実際に作ったり、遊んだりできること。
- イ 公共性・安全性への配慮が行き届いていること。
- ウ 新しい内容が盛り込まれていること。
- エ 図版・図表・写真は適切であること。

(9) 外国語の資料

日本の作家の作品や翻訳出版されている原書は、積極的に選定する。

(10) 紙芝居

- ア 幼い子にもよくわかる筋立てのはっきりとしたストーリーであること。
- イ 地の文とせりふが演じやすく構成されていること。
- ウ 抜くことによる場面展開は効果的であること。
- エ 遠目のきく、はっきりとしたわかりやすい絵であること。
- オ 教訓を無理に詰め込んでいないこと。

(11) 参考図書

目次・索引・図版・図表・写真が十分に用意されていること。

(12) 児童文学研究資料

読書案内に関する資料、児童文学史、文学論、評論、作家研究、研究雑誌などを広く選定する。

3 ヤングアダルト資料

ヤングアダルト（以下YAとする）世代の対象を、中学生・高校生の年齢層とし、YA世代の興味や関心を考慮したうえで、友情・自立・職業・生き方などを扱った絵本・読み物・ノンフィクションなどを中心に、様々な分野から幅広く収集する。ただし、その資料の質に十分に注意し、児童書と一般書の橋渡しの役割を担う図書を選定する。

4 新聞

主要な日刊紙及び都内の地方紙のほか、業界紙、専門誌、外国語新聞、書評新聞などを選定する。

なお、資料の選定は、次の各事項により判断する。

- (1) 書評新聞は、できるだけ多く選定する。
- (2) 特に最新情報を必要とする分野の業界紙は、比較的発行部数の多いものを適宜選定する。
- (3) ローカル紙、地方紙は次の点に注意して選定する。
 - ア 報道姿勢が信頼し得ること。
 - イ 最新の情報が掲載されていること。
 - ウ 記事の採択範囲は広いこと。
- (4) 政党新聞など主張の異なる新聞は、相方あるいは数種類選定することによって公平さに心がける。

5 雑誌

雑誌は、図書では得られない速報性や多様性に富むので、教養、調査研究、レクリエーション、職業生活、日常生活に関する各分野のものを選定する。

なお、資料の選定は、次の各事項により判断する。

- (1) 雑誌は、継続して購入、保存されることが大きな意味をもつので、計画的かつ継続的に選定する。
- (2) 一般雑誌は、市民の趣味・娯楽・教養に役立つものを、最新の動向も踏まえて選定する。
- (3) 学術雑誌・専門雑誌は、内容の正確さと新しい情報が記載されているかどうかを判断して選定する。
- (4) 政治的・宗教的・思想的背景をもつ雑誌は、一部のものに偏ることなく反対の立場のものも選定する。
- (5) 同一テーマ（主題）の雑誌（ファッション、料理、健康など）は、各館で調整し、多くのタイトルを有効的に選定する。
- (6) 出版社の雑誌発行に対する姿勢とその編集方法に注意して選定する。
- (7) 地域で発行される雑誌は、積極的に選定する。

6 地域資料

府中市域に関する資料を網羅的に選定する。また、多摩地区、東京都などに関する資料は必要に応じて選定する。

なお、資料の選定は、次の各事項により判断する。

- (1) 現在の府中市は、武蔵国の国府の所在地であったという歴史的経緯や、現在の多摩地区が、明治26年以前神奈川県に所属していたという行政的経緯を踏まえて、地域資料の地理的範囲を次のように設定する。なお、第一地域の資料収集を重点的に選定するものとし、資料選定の優先順位の高い地域から順に次のとおりとする。
 - ア 第一地域 府中市（旧府中町、多磨村、西府村）
 - イ 第二地域 多摩地区
 - ウ 第三地域 東京都
 - エ 第四地域 武蔵国、相模国
- (2) 第一地域に関する地域資料は、網羅的に選定することを原則とし、次のものを選定する。
 - ア 府中の歴史、地理、地誌、自然などを取り扱ったもの（研究、記録、統計、目録、索引、写真集など）。
 - イ 府中の人物、府中の事柄を取り扱ったもの。
 - ウ 府中に伝来する事柄を取り扱ったもの（説話、伝記、民話、ことば、風俗、習慣など）。
 - エ 府中を主要な舞台とするフィクション、ノンフィクション作品。
 - オ 市内の各機関の要覧、統計、報告、社史、団史、目録など。
 - カ 府中について記述されている雑誌、パンフレットなど。
- (3) 第二地域から第四地域に関する資料は、次のような資料を選定する。
 - ア 市史、区史の類
 - イ 歴史、民族、地理、地誌、自然に関する資料
 - ウ 文化財に関する資料
 - エ 各図書館、各博物館などの発行した地域資料目録
 - オ その他主要な資料
- (4) 選定に際しては、次の点に留意する。
 - ア 江戸時代などの時代研究については、選定の対象としない。

イ 印刷刊行資料を中心に選定し、古文書などの原資料については、選定の対象としない。

ウ 博物資料については、選定の対象としない。

エ 地図、写真集などについては、選定の対象とする。

オ 視聴覚資料は、内容を検討し選定する。

カ 必要に応じて複製物であっても選定する。また、複製も行う。

キ 高価本、豪華本、限定本を問わず可能な範囲で選定する。

ク 複本は、保存と活用を考慮し、可能な範囲で選定する。

7 特別コレクション

府中地域に特に深い関わりをもつ「国府・国分寺」「けやき並木」「甲州街道」「馬」「多摩川」「府中市在住著者資料」「大賀一郎博士・ハス」の資料を選定する。

なお、資料の選定は、次の各事項により判断する。

- (1) 武蔵国の国府・国分寺については、全て選定の対象とする。他国の国府及び国分寺については、内容を検討し選定する。
- (2) 府中市内のけやき並木に関する資料は網羅的に選定する。他の地域のけやき並木に関する資料もできるだけ選定する。
- (3) 甲州街道に関する資料は、内容が府中地域に関するものに限らず、できるだけ選定する。
- (4) 馬については、馬に関する歴史、畜産などのほか、競馬に関する資料も選定の対象とする。
- (5) 多摩川に関する資料については、府中地域に関するものに限らず、できるだけ選定する。
- (6) 府中市在住者の著作物は選定する。
- (7) 大賀一郎博士・ハスに関する資料については、府中地域に関するものに限らず、できるだけ選定する。

8 姉妹都市コーナー資料

- (1) 府中市の姉妹都市である、長野県南佐久郡佐久穂町（旧八千穂村）への関心と理解を深めるための資料を選定する。
- (2) 姉妹都市に関する資料の選定は、地域資料第二地域から第四地域の選定基準に準ずる。

9 行政資料

府中市及び府中市が関係する団体の発行する資料について、幅広く網羅的に選定する。東京都などの資料も選定する。

なお、資料の選定は、次の各事項により判断する。

(1) 行政資料は、次の資料をもって構成する。

ア 府中市行政資料は、府中市及び府中市が関係する団体の発行した資料。

イ 東京都行政資料は、東京都の発行した資料。

ウ その他の資料は、東京都内の近隣の自治体の発行した資料。

(2) 府中市行政資料は、網羅的に選定する。

(3) 東京都行政資料は、主として送付されているものについては受入れの対象とする。継続的な刊行物については積極的に選定する。

(4) その他の資料は、東京都内23区及び多摩地区29市町村（府中市を除く）の要覧、総合計画、地図、都市計画、統計書など主要なものを選定する。

10 視聴覚資料

(1) 市民の教養・文化の向上や生涯学習の一助となる教育的価値のあるもの、芸術的・学術的に高く評価され、多様な世代に長く利用が見込まれるもの、一般的に広く流通し、一定の社会的評価の定まったものなど公立図書館の役割をふまえて選定する。

(2) 特定のジャンルなどに偏らないよう全体のバランスを考慮して資料選定に努める。複本は安易に選定しない。選定にあたっては著作権に留意する。

(3) 音楽・音声資料は、国内外を問わず著名な作曲家・演奏家などの代表的なものや落語・朗読など、市民の趣味・教養および実用に資するものを主として幅広く選定する。シングル盤は原則収集しない。

(4) 映像資料は、著作権許諾済の資料の中から、国内外の関連賞を受賞したものや記録的・資料的価値の高いもの、映像を伴うことが特に必要とされるものを中心に選定する。

(5) 府中に関する資料は積極的に選定する。

(6) 音声ガイド・字幕付きまたは手話付の映像作品など、高齢者や視聴

覚障害者の鑑賞に配慮した資料は積極的に選定する。

- (7) 資料の形態については、再生機器の普及度、資料の保存性、音質・画質などを総合的に検討し、選定する。
- (8) 新聞などマスメディアの評価や話題性も選定するうえで参考とするが、テレビドラマやサウンドトラックなど、人気の移り変わりが激しいものは十分に精査して選定する。
- (9) 暴力・反社会的行為の表現や性描写が過激なもの、人権やプライバシーを侵害し、差別を助長するおそれのあるもの、社会通念上、音源・映像に不適切内容を含むおそれのあるものなどは、その資料的価値に照らし、公序良俗に反しないものを選定する。
- (10) 資料の特殊性から、レンタルショップなどとの競合に留意する。新譜などは発売からおおむね3ヶ月以上経過したものを選定対象とする。

11 ハンディキャップ資料

大活字本や録音図書、布の絵本などを中心に、障害がある人が利用できる資料を選定する。また、新しい媒体も積極的に検討し選定する。

12 ウィーンコーナー資料

- (1) ウィーンコーナーの資料は、友好都市であるウィーン市ヘルナルス区への市民の関心と理解を深めるための資料を選定する。
- (2) ヘルナルス区及びウィーン市に関する資料を選定する。必要に応じてオーストリア、その他の地域の資料も選定する。
- (3) 次の要件のいずれかを満たす資料を網羅的に選定する。

ア ヘルナルス区と府中市の交流に関する資料。

イ ヘルナルス区及びウィーン市の歴史、地理、地誌、自然、文化、芸術などを取り扱ったもの。

ウ ヘルナルス区及びウィーン市を主要な舞台とするフィクション、ノンフィクション作品。

エ ウィーン市及びオーストリア地域に伝来する事柄を取り扱ったもの（説話、伝記、民話、ことば、風俗、習慣、民族など）。

13 漫画

漫画は多岐にわたるジャンルに対応することが困難であることや、欠号の場合の

補充が困難であること、蔵書スペースの確保が難しいことから、次のことに留意して慎重に選定する。

- (1) 一時の流行ではなく、長く読み継がれている作品であること。
- (2) 定評のある作家の作品であっても、個々の作品について選定すること。
- (3) 青少年の健全育成に寄与すると考えられるものであること。
- (4) 府中市に関連する資料は特に留意して選定すること。
- (5) 文字を認識することが困難な人の理解を助ける資料は特に留意して選定すること。
- (6) 漫画という表現方法を用いた実用書、教養書、エッセイなどは、各主題の基準により選定すること。
- (7) すでに完結している作品であること。また複数巻にわたるもの場合は全巻が購入可能であること。
- (8) 愛蔵版や文庫版など、長年の保存に耐えられるつくりになっていること。
- (9) 資料管理の観点から、できるだけ電子書籍での収集を心がけること。
- (10) 限られたスペースの中で、幅広い主題の作品を選定するため、複数巻にわたる作品については特に慎重に選定すること。
- (11) 児童向けの学習漫画については、絵があることで子どもに固定したイメージを与え、理解を妨げる可能性があることを考慮したうえ、児童の学習支援に有効であるものについては、慎重に検討し選定する。
- (12) 漫画表現は視覚的効果の高い表現形式のため、次のような資料は選定しない。
 - ア 暴力及び性表現の過剰（露骨）なものと認められるもの。
 - イ 反社会的・非道徳的な事柄を扱っているものと認められるもの。
 - ウ 人間の生命と尊厳を脅かすものや、人権侵害・差別について配慮を欠くと認められるもの。

14 電子書籍

ICT を活用した資料情報提供を充実するため、電子書籍を収集する。選定の際は、電子資料の出版・流通状況を考慮し、次のとおり選定する。

- (1) 各分類についての選定基準は、図書資料に準ずること。
- (2) デジタル資料の次の機能を活かした蔵書構成を検討すること。
 - ア 紙媒体の資料に音声・動画など付加的な情報を伴うもの。
 - イ 文字の大きさ、背景色の選択など、バリアフリーに資する機能を備えている

もの。

- (3) ビジネス書、育児書、医療に関する資料など、来館が困難な利用者の生活シーンに合ったジャンルを充実させること。
- (4) 地域の独自資料はデジタル化したものも積極的に収集する。
- (5) 紙媒体では選定対象としない、学習参考書や資格試験のためのテキストなどで電子書籍化されているものも選定対象とする。

15 その他

データベース、マイクロフィルム、全国の電話帳、パンフレット類は、必要に応じて内容を精査のうえ選定する。

(収集制限及び収集除外資料)

第5条

- 1 専門的学術研究機関などの調査研究に必要とする学術資料など、極めて高度な専門資料は原則として選定しない。
- 2 ベストセラー資料は、その時代の風俗、流行、時代背景を反映する資料としての価値も考慮して選定する。ただし、複本については十分に検討する。
- 3 人生訓・教訓類の図書は、類書が多いので必要以上に選定しない。
- 4 書き込み式・切り取り式・しかけ絵本など、特殊な形態の資料については安易に選定しない。ただし、電子書籍はこの限りではない。
- 5 次の資料は選定から除外する。
 - (1) 紙媒体で発行された受験のための参考書、教材テキスト、各種試験問題集など
 - (2) 性を興味本位で扱ったもの
 - (3) アニメーションや名作本を安易にダイジェスト版にした絵本や読み物及び視聴覚資料
 - (4) ゲームやギャンブルなどの攻略本
 - (5) R指定などの視聴覚資料

付 則

この基準は平成17年7月1日から施行する。

付 則

この基準は平成29年4月1日から施行する。

付 則

この基準は令和4年10月1日から施行する。